

1．政策及び15年度重点施策等

政 策	金融分野における個人情報保護のための適切な対応
15年度重点施策	金融分野における個人情報保護のあり方検討
参考指標	政府全体としての方針等を踏まえた金融分野における個人情報保護の検討状況（金融審議会等での検討状況）

2．政策の目標等

法定任務	預金者、保険契約者、投資者等の保護
基本目標	国民が金融サービスを適切に利用できること
重点目標	金融分野において個人情報が適切に取り扱われていること

3．政策の内容

高度情報通信社会においては、企業の事業活動や国民生活のあらゆる分野において、情報通信技術を活用し、大量かつ多様な個人情報が利用されています。

こうした中、個人情報が個人の人格と密接に関連を有するものであり、個人の人格尊重の理念の下で慎重に取扱われるべきものであることから、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人情報の適切な取扱いを確保し、個人の権利利益の保護を図ることが必要となっています。

このため、金融分野を含めた個人情報一般の保護に関し、「個人情報の保護に関する法律」（以下、「保護法」という。）が制定されました。金融分野においては、今後、業態を問わず、個人と金融機関との関わりにおいて、個人情報の取扱いが重要な論点になると考えられることから、保護法に加えた追加的な措置の必要性について検討するとともに、金融機関等において適切な個人情報の管理が行われるよう対応を促すこととしました。

4．現状分析及び外部要因

金融分野を含む個人情報一般の保護に関わる保護法および関係政令が平成15年に成立、また、17年4月の全面施行に向け、16年4月には政府全体としての「個人情報の保護に関する基本方針」が閣議決定されました。これに基づき、今後、各省庁は各分野ごとの実情に応じたガイドライン等の検討を行うとともに、特に検討が必要とされる分野（医療、金融・信用、情報通信等）については、格別の措置の検討が求められてい

ます。

また、民間分野において個人情報の漏えいが多発していることにかんがみ、16年3月には、IT関係省庁連絡省庁幹事会において、各省庁が個人情報の情報管理を再徹底するよう申し合わせがなされました。

5. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

保護法の全面施行(平成17年4月)に向けた金融分野における個人情報保護のあり方の検討

金融分野を含む個人情報一般の保護に関わる保護法が15年5月に成立し、同年12月には関係政令が成立しました。これらを踏まえ、16年1月から金融審議会金融分科会特別部会等(注)での審議を再開し、保護法・基本方針や金融分野における個人情報の取扱いの実態把握の議論を進めました。

(注)信用分野については、経済産業省の産業構造審議会割賦販売分科会個人信用情報小委員会と合同で検討。

(参考)平成16年の金融審議会特別部会等の開催実績等

- | | |
|-------|---|
| 1月20日 | 金融審特別部会・産構審個人情報小委員会合同会議
「個人情報の保護に関する法律」等についての審議 |
| 4月2日 | 「個人情報の保護に関する基本方針」閣議決定 |
| 4月26日 | 金融審特別部会・産構審個人情報小委員会合同会議
「個人情報の保護に関する基本方針」の説明
信用分野における個人情報の取扱いの現状等(事業者ヒアリング) |
| 5月19日 | 金融審特別部会
金融分野における個人情報の取扱いの現状等(事業者ヒアリング) |
| 6月15日 | 金融審特別部会・産構審個人情報小委員会合同会議
信用分野における個人情報の取扱いの現状等(信用情報機関ヒアリング) |
| 6月21日 | 金融審特別部会
金融分野における個人情報の取扱いの現状等(事業者等ヒアリング) |

金融機関等における個人情報の厳正な管理

金融庁としては、従来より、金融分野における顧客情報の保護について、預金取扱い金融機関、金融会社等に対し、関連する法令や事務ガイドライン、検査マニュアル等に基づき、厳正な検査・監督を行ってきており、顧客情報の取扱い・保護に関して内部管理態勢等に重大な問題が認められた銀行に対しては業務改善を命ずる

処分を実施しました。

また、平成 16 年 3 月から 4 月にかけて、当庁所管の業界団体等に対して、個人情報の管理を徹底するよう事務連絡文書の発出を行い、その後も、金融機関等において営業部店を含む全役職員に対し個人情報の厳正な管理を徹底するよう、更なる注意文書の発出(16 年 6 月)や業界との意見交換会等における注意喚起を行いました。

金融庁における体制の整備等

個人情報の情報管理を徹底するとともに、個人情報保護の推進について密接な連絡、情報交換、協議などを行うため、平成 16 年 4 月に個人情報安全管理連絡会議を設置しました。また、同連絡会議の下、民間金融機関、公益法人等を所管する各局の担当課室長等を個人情報安全管理責任者として位置付けることとしました。

(2) 評価

金融分野における個人情報保護のあり方の検討については、政府全体としての「個人情報の保護に関する基本方針」に基づき、金融審議会において検討を開始しており、金融機関等における個人情報管理の実状についてヒアリングが行われ、金融機関等の取組みに関し審議が行われています。

また、近時、金融機関の顧客情報の紛失や流出が相当数発生していることに鑑み、金融機関等における個人情報の厳正な管理を徹底するため、行政処分の実施や事務連絡文書の発出、意見交換会等における注意喚起等が累次にわたり実施されています。金融機関等においては、従業員の個人情報へのアクセス管理・情報管理体制の整備の徹底等を行っていますが、引き続き今後とも個人情報の一層の厳正な管理の徹底を図るため、金融庁として、関連する法令や事務ガイドライン、検査マニュアル等に基づき、厳正な検査、監督を行っていくことが必要と考えています。

6. 今後の課題

平成 17 年 4 月の保護法の全面施行に向け、基本方針(閣議決定)等に基づき、金融分野における個人情報保護について、秋口までにガイドライン等の事業者等が遵守すべき事項等をできる限り具体的に明らかにする 年内には、法制上の措置の必要性の議論も含めて一定の結論を得るよう検討を進めることが必要です。

関連する法令や事務ガイドライン、検査マニュアル等に基づき、金融機関において適切な顧客情報管理が行われるよう、一層の適時適切な検査・監督に努めるとともに、個人情報の漏洩等に際して、内部管理態勢等に問題があると認められた場合には、監督上厳正な対応を行っていく必要があります。

また、個人情報の適切な取扱いについては、金融機関等において、個人情報保護法の

施行に向けた自主ガイドライン等の策定・見直しの検討等の自主的取組みが引き続き期待されます。

7．当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

8．学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

9．注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、政府での保護法の全面施行に向けた取組み、金融審議会等での議論の状況等を参考としつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月）
- ・個人情報の保護に関する基本方針（平成 16 年 4 月）

10．担当部局

総務企画局企画課調査室、総務企画局市場課、総務企画局市場課企業開示参事官室、情報化・業務企画室、監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局銀行第 1 課、監督局銀行第 2 課、監督局銀行第 2 課金融会社室、監督局保険課、監督局証券課